

弘前大学研究データポリシー

(令和6年4月15日学長裁定第25号)

弘前大学（以下「本学」という。）は、「総合大学の機能と特徴を最大限に活用し、地域社会と密接に連携しながら、グローバルな視点に立った教育並びに基礎的、応用的、学際的研究を推進し、その創造的成果をもって、地域社会、国際社会に寄与する」ことを基本理念に掲げている。

本学では、この理念を具現化し、研究活動の更なる発展及び地域社会・国際社会の持続的発展に貢献していくために、研究活動の過程で生み出される研究データを適切に管理し、可能な範囲で積極的に公開して利活用を促進すべく、本学における研究データポリシー（以下「ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

（研究データの定義）

- 1 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動の過程において収集又は生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

（適用範囲）

- 2 本ポリシーは、大学において研究活動に携わる全ての「研究者」に適用される。

（研究者の役割と責務）

- 3 研究者は、関係諸法令等及び関係する学内諸規則を遵守し、研究データを適切に管理し、可能な範囲で公開し利活用に供する。

（大学の役割と責務）

- 4 本学は、研究データの保存・管理、公開及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

（その他）

- 5 社会情勢等の状況変化に応じて、本ポリシーの見直しを行うものとする。

附 則

本ポリシーは、令和6年4月15日から適用する。

研究データポリシーの解説

弘前大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）は本学の理念のもとに策定されるものである。「研究データ」に含まれる情報は多種多様である。そのため、本ポリシーに基づく研究データの管理及び公開にあたっては、各部局等において、その研究分野の特性や研究データの性質、研究体制等を考慮し、本ポリシーに即した具体的なガイドライン等を作成することが望ましい。

（研究データの定義）

1 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動の過程において収集又は生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

（1）研究データ

①本ポリシーにおける「研究データ」には、以下のものが含まれる。

- ・ 研究素材として収集又は生成された一次データ（測定データ、画像情報等）
- ・ 一次データ等を分析、処理して生成された情報（加工データや解析データ等）
- ・ 上記データの収集や生成の段階で作成された記録（実験ノート、質問票等）に記載された情報
- ・ 上記のデータを用いて作成された研究成果（論文や講演資料等）に記載された情報
- ・ 研究に用いられた有体物等（試料、標本等）に蓄積されている情報
- ・ その他研究活動に用いることが予定されている情報及び研究活動に用いられた情報

②研究データの記録媒体（デジタル・非デジタル）は問わない。

（2）本学の研究活動

「本学の研究活動」とは、本学の資源（施設・設備等）を用いて実施される研究活動をいう。他の大学、民間企業、その他の機関に所属する者が、本学の資源を使用して行う研究活動については、その研究活動において収集・生成される研究データの管理等に関し、契約等に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

（適用範囲）

2 本ポリシーは、大学において研究活動に携わる全ての「研究者」に適用される。

（1）研究者

「研究者」とは、本学において研究活動を行う者（本学の役員、教職員[教員その他の職員で本学との労働契約に基づき、本学において業務に従事する者]、学部学生、大学院学生、学部研究生、研究所等研究生、大学院研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生、日本学術振興会特別研究員並びにどの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設・設備を利用して研究に従事している者）をいう。

（２）本学以外に所属する者の扱い

他の大学、民間企業またはその他の機関に所属し、共同研究等により本学における研究活動に従事している者については、それらの者が所属する機関等と協議の上、本ポリシーにおける「研究者」に含めることができる。

（研究者の役割と責務）

３ 研究者は、関係諸法令等及び関係する学内諸規則を遵守し、研究データを適切に管理し、可能な範囲で公開し利活用に供する。

（１）管理

「管理」とは、研究活動において収集・生成した研究データの取扱いに関わる研究前、研究中及び研究終了後の一連の行為を指す。具体的には、研究前の研究データ管理計画の策定、研究中における研究データの収集、生成、解析、加工等の利用行為、保管、研究終了後の保存の要否の決定、保存方法等の決定のほか、第三者の閲覧や利用の可否、その利用要件等の決定、破棄等が挙げられる。

① 他の機関から提供された研究データの管理

共同研究等の産学連携活動において研究データの利活用を行う場合には、本学において収集・生成された研究データだけでなく、他の大学、民間企業またはその他の機関から提供された研究データについても適切に管理しなければならない。

② 研究データの管理権限の移転等における留意事項

研究者が、法令等の範囲内において、研究データの管理権限を譲渡する場合や、研究データの管理に関する契約を締結する場合には、本学における将来の研究活動を阻害することのないよう十分配慮しなければならない。

③ 本学からの転出・退職時の留意事項

研究者が本学を転出又は退職する際には、あらかじめ本学における将来の研究活動が妨げられることのないよう、その管理する研究データの取り扱いを決めなければならない。法令、契約、本学の規程等において定めがある場合には、それらが優先する。

（２）公開

「公開」とは、研究データの管理に関する責務を有する者が、当該研究データをそれ以外の者も利用できる状態にすることを指す。公開には、利用者や利用目的・利用方法等に関する条件の有無等により、様々な態様があり得る。たとえば、利用者を限定せずに利用を認める場合、限定した者のみに利用を認める場合、利用目的等を限定して認める場合等がある

① 研究者は、原則として、研究データの管理に関する権利を有しており、法令等の定める範囲内及びオープン・アンド・クローズ戦略に反することのない範囲内で、その公開の可否、条件、方法等について決定することができる。

② 研究者は、可能な範囲で学術的意義を有する研究データを社会に公開し、その利活用の促進に努める。

(大学の役割と責務)

4 本学は、研究データの保存・管理、公開及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

(1) 環境の整備

本ポリシーは、研究データの管理及び公開により、知の基盤の共有及び学術研究の発展を促進し、社会に貢献するとともに、本学及び本学の研究者が、将来においてよりよい研究を行うことを確保することを目的としている。その実現のため、本学は、研究データをめぐる国内外の動向、社会・経済システムの変化を踏まえ、適切な環境整備を行う。

- ①デジタルプラットフォームの提供等、適切な研究データ管理に資する環境の整備。
- ②機関リポジトリ等の公開プラットフォームの提供等、研究データの利活用を実現するに適した研究データ公開のための環境の整備。
- ③本学構成員に対する本ポリシーの内容や上記環境整備に関する周知、本ポリシーに基づく研究データの管理、公開の推進のための啓発、働きかけ及び支援。
- ④研究分野の特性や研究データの性質等を踏まえた各部局における具体的な実施方針等の策定。
- ⑤研究データの管理や公開に関して留意すべき法令、契約、本学が定める規程に関する情報提供や教育研修、知的財産の保護や共同研究・研究データの管理・公開等にかかる契約など、法務に関するアドバイス等の提供。

(その他)

5 社会情勢等の状況変化に応じて、本ポリシーの見直しを行うものとする。

(1) ポリシーの見直し

データの管理・公開・利活用のあり方は、社会・経済システムや学術状況の変化により大きな影響を受けるものであり、また近時、関係法令の改正等も頻繁に行われていることから、本ポリシーについては、適時に見直しを図ることが必要である。